農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 令和５年９月 新 潟 県　村 上 市	農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 令和３年９月 新 潟 県　村 上 市

改　　正　　後	現　　行
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １．市農業の現状 村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、面積は約 117,426 haで新潟県の総面積のおよそ 9.3%を占め、県内最大の面積となっている。 本市の土地利用状況は、山林をはじめとした自然的土地利用の占める割合が高く、山林（93,245ha）、田（6,460ha）、畑（824ha）となっている。 農畜産物は「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」に代表されるように、豊かな自然の恵みを受け、高品質で良食味を追求した独自のブランド形成に至っている。しかし、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年増加している有害鳥獣被害等により、離農者が増加しており、今後の営農継続や農地保全が危ぶまれる地域も発生している。 また、農業・農村を取り巻く環境は、遊休農地の発生、多発する自然災害や資材等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症などによる影響、国を挙げた DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）や食料安全保障に対する関心の高まり等により、大きく変化している。 今後は、地域計画の話合い等を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積・集約化を進め、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を目指すとともに、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産と米に続く新たな経営の柱として園芸作物の導入や生産の拡大、他産業と連携した６次産業化、輸出やブランド化等による市産農産物の付加価値向上、グリーン・ツーリズムの取組などを推進する。 ［後略］ ２．農業環境改善対策 ［略］ ３．農業経営発展の目標 ［略］ ４．推進体制 本市は、将来の村上市農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本条件等を考慮して、関係機関、団体、農業者が一体となって市の農業振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と企業的な経営感覚のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第４条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）が行う特例事業等の措置を総合的に実施する。	**第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標** １．市農業の現状 村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、面積は約 117,426 haで新潟県の総面積のおよそ 9.3%を占め、県内最大の面積となっている。 本市の土地利用状況は、山林をはじめとした自然的土地利用の占める割合が高く、山林（93,245ha）、田（6,460ha）、畑（824ha）となっている。 農畜産物は「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」に代表されるように、豊かな自然の恵みを受け、高品質で良食味を追求した独自のブランド形成に至っている。しかし、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年増加している有害鳥獣被害等により、離農者が増加しており、今後の営農継続や農地保全が危ぶまれる地域も発生している。 また、農業・農村を取り巻く環境は、遊休農地の発生、安心で安全な農産物に対する消費者ニーズの一層の高まり、ＴＰＰ１１協定の発効などのグローバル化の進展、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症などによる影響、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に対する関心の高まり等により、大きく変化している。 今後は、人・農地プランの話合い等を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積・集約化を進め、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を目指すとともに、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産と米に続く新たな経営の柱として園芸生産の導入・拡大、他産業と連携した６次産業化、市産農産物の付加価値向上、グリーン・ツーリズムの取組などを推進する。 ［後略］ ２．農業環境改善対策 ［略］ ３．農業経営発展の目標 ［略］ ４．推進体制 本市は、将来の村上市農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本条件等を考慮して、関係機関、団体、農業者が一体となって市の農業振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と企業的な経営感覚のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及び、農地中間管理事業、その他の措置を総合的に実施する。

［中略］ 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の話合い等を通して合意形成を図りながら、農用地利用改善団体の設立を目指す。 ［中略］ 第３に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合及び関連組織と連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。 ［中略］ 第５に、市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場及び地域計画等の協議の場に女性の参加を呼びかける等、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定等の協議の場への参加・協力を推進する。 また、集落農業による効率的かつ安定的な農業経営と小規模兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等、役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす。その他兼業農家等にも、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。 ５．推進活動 ［略］ ６．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 （１）～（２）イ　［略］ （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村上市の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第４条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）による紹介、技術・経営面については村上農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。	［中略］ 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。 ［中略］ 第３に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合及び関連組織と連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。 ［中略］ 第５に、市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業計画への参加・協力を推進するとともに、集落農業による効率的かつ安定的な農業経営と小規模兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等、役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす。その他兼業農家等にも、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。 ５．推進活動 ［略］ ６．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 （１）～（２）イ　［略］ （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村上市の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については村上農業普及指導センターやＪＡにいがた岩船・ＪＡかみはやし等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

１．農業経営の指標

［中略］

区分	営　農　類　型	経　営　規　模	生　産　方　式
個別経営体	５　養豚＋水稲 ［所得目標　830万］ ［従事者　２．０人］ 【中略】	〈作付面積〉 水　稲　７．０ha 加工用米　３．０ha 養豚　５０頭 〈経営面積〉 １０．０ha 自作地　１．５ha 借　地　８．５ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪）　１棟 ・パイプハウス（60坪）　１棟 ・肉豚舎（80坪）　１棟 ・繁殖分娩豚舎（75坪）　１棟 ・コンポ（1/2リース）　１基 ・浄化槽（1/2リース）　１基 ・堆肥舎（1/2リース）　１棟 ・ショベルローダー（1/2リース）１台 ・トラクター（31ps）　１台 ・乗用田植機（６条）　１台 ・コンバイン（３条）　１台 ・フォークリフト（1.5トン）　１台 ・乾燥機（45石）　１台 ・トラック（１トン）　１台 ・精米機（200kg/hr）　１台 ・色彩選別機（200kg/hr）　１台 ・給餌器（子豚）　17台 ・給餌器（肉豚）　39台 ・自動給餌システム　２台 ・ガスブルーダー　23台 ・スクリューコンベア　１台 ・軽トラック　１台 〈その他〉 ・堆肥は全て自家利用。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

１．農業経営の指標

［中略］

区分	営　農　類　型	経　営　規　模	生　産　方　式
個別経営体	５　養豚＋水稲 ［所得目標　830万］ ［従事者　２．０人］ 【中略】	〈作付面積〉 水　稲　７．０ha 加工用米　３．０ha 養豚　５０頭 〈経営面積〉 １０．０ha 自作地　１．５ha 借　地　８．５ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪）　１棟 ・パイプハウス（60坪）　１棟 ・肉豚舎（80坪）　１棟 ・繁殖分娩豚舎（75坪）　１棟 ・コンポ（1/2リース）　１棟 ・浄化槽（1/2リース）　１棟 ・堆肥舎（1/2リース）　１棟 ・ショベルローダー（1/2リース）１台 ・トラクター（31ps）　１台 ・乗用田植機（６条）　１台 ・コンバイン（３条）　１台 ・フォークリフト（1.5トン）　１台 ・乾燥機（45石）　１台 ・トラック（１トン）　１台 ・精米機（200kg/hr）　１台 ・色彩選別機（200kg/hr）　１台 ・給餌器（子豚）　17台 ・給餌器（肉豚）　39台 ・自動給餌システム　２台 ・ガスブルーダー　23台 ・スクリューコンベア　１台 ・軽トラック　１台 〈その他〉 ・堆肥は全て自家利用。

	10　養豚単一 ［所得目標　1,240 万］ ［従事者　３．０人］	〈飼養頭数〉 養豚　　120頭	〈資本装備〉 ・繁殖分娩豚舎（210 坪）　1 棟 ・肉豚舎（222 坪）　1 棟 ・コンポ（1/2 リース）　1 基 ・浄化槽（1/2 リース）　1 基 ・堆肥舎（1/2 リース）　1 棟 ・ショベルローダー（1/2 リース）　1 台 ・給餌器（子豚）　46 台 ・給餌器（肉豚）　109 台 ・自動給餌システム　6 台 ・ガスブルーダー　63 台 ・スクリューコンベア　2 台 ・トラック　2 台 ・軽トラック　2 台 〈その他〉 ・水田は土地利用型農家などに委託

［後略］

２.経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標
　［略］

第２の２　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始５年後の農業経営目標は概ね第２に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね８割を確保できるような農業経営の規模とする。

（２）　［略］

	10　養豚単一 ［所得目標　1,240 万］ ［従事者　３．０人］	〈飼養頭数〉 養豚　　120頭	〈資本装備〉 ・繁殖分娩豚舎（210 坪）　1 棟 ・肉豚舎（222 坪）　1 棟 ・コンポ（1/2 リース）　1 棟 ・浄化槽（1/2 リース）　1 棟 ・堆肥舎（1/2 リース）　1 棟 ・ショベルローダー（1/2 リース）　1 台 ・給餌器（子豚）　46 台 ・給餌器（肉豚）　109 台 ・自動給餌システム　6 台 ・ガスブルーダー　63 台 ・スクリューコンベア　2 台 ・トラック　2 台 ・軽トラック　2 台 〈その他〉 ・水田は土地利用型農家などに委託

［後略］

２.経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標
　［略］

第２の２　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始５年後の農業経営目標は概ね第２に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

（２）　［略］

第３　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 １　農業を担う者の確保及び育成の考え方 　本市の特産品で「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。 　また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。 　更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。 　加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用され農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。 ２　市が主体的に行う取組 　本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及指導センターや農業協同組合、農業委員会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や研修農場の紹介、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。 　また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するため、地域内で孤立することがないように他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。 　更に、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行う。また、市補助金等についても有効に活用し、初期段階の不安定な経営をサポートする。 ３　関係機関との連携・役割分担の考え方 　本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農	（追加）

用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②地域計画の区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを、関係機関で協力して行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内に後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

１．農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

（１）［略］

（２）［中略］

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

（単位：客体数）

	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標		
	個別経営体	組織経営体	
村上市全体	２９５	５７	３５２
村上地区	５７	６	６３
荒川地区	７１	１３	８４
神林地区	７９	１７	９６
朝日地区	７９	１８	９７
山北地区	９	３	１２

第３　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標等

１．農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

（１）［略］

（２）［中略］

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

（単位：客体数）

	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標		
	個別経営体	組織経営体	
村上市全体	３４０	２７	３６７
村上地区	５６	４	６０
荒川地区	６９	６	７５
神林地区	５３	１０	６３
朝日地区	１４３	６	１４９
山北地区	１９	１	２０

（３）将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、市は、農業委員会、農業協同組合、村上市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。	（３）将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、市は、農業委員会、ＪＡにいがた岩船・ＪＡかみはやし、村上市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	**第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項**
本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など、特徴を十分踏まえて以下の方針に基づき農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①　地域計画推進事業 ②～⑤　［略］	本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第４「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など、特徴を十分踏まえて以下の方針に基づき農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①　利用権設定等促進事業 ②～⑤　［略］
これら各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。 ア　平坦部においては、県営圃場整備事業等による整備が進み、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施し担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。 イ　中山間地域においては、特に地域計画等の協議の場における合意形成を通じて経営体当への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足及び多発する遊休農地の解消に努める。 ［後略］	これら各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。 ア　平坦部においては、県営圃場整備事業等による整備が進み、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。 イ　中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足及び多発する遊休農地の解消に努める。 ［後略］
１．地域計画推進事業に関する事項 （１）協議の場の設置の方法（法第１８条第１項）、地域計画の区域の基準（法第１９条第１項）その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。なお、地域計画が定められ及び公告されるまでの間は、改正前の利用権設定等促進事業に基づいて利用権設定等の手続きを行う。	１．利用権設定等促進事業に関する事項

（２）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ［後略］ （２）～（13） ［略］ ２．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 （１）農用地利用改善事業の実施の促進 市は、地域計画等の地域協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業の実施を促進する。 （２）～（８） ［略］ ３．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等の情報提供や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。 ４．農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 ［略］ **第６　その他** ［略］	（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ［後略］ （２）～（13） ［略］ ２．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 （１）農用地利用改善事業の実施の促進 市は、人・農地プラン等の地域協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業の実施を促進する。 （２）～（８） ［略］ **３．農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項** 市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材育成を積極的に推進する。 また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを構築する。 ４．農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 ［略］ **５．新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項** ［全文削除］ **第５　農地中間管理事業に関する事項** ［全文削除］ **第６　その他** ［略］

附則　１．この基本構想は、令和５年９月３０日から施行する。 別紙１（第４の１の（１）⑥関係） ［略］ 別紙２（第４の１（２）関係） ［略］	附則　１．この基本構想は、令和３年９月３０日から施行する。 別紙１（第４の１の（１）⑥関係） ［略］ 別紙２（第４の１（２）関係） ［略］